

同一労働同一賃金の実現を求める意見書

女性や若者などの多様で柔軟な働き方を尊重しつつ一人一人の活躍の可能性を大きく広げるために、我が国の労働者の約４割を占める非正規雇用労働者の待遇改善が求められています。例えば、非正規雇用労働者のうち、パートタイム労働者の時間当たりの賃金は正社員の６割程度と、正規雇用労働者との間で大きな開きが見られます。

今後、生産年齢人口が急激に減少していく中で、多様な労働力の確保と個々の労働生産性の向上が喫緊の課題であり、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保がますます重要になっています。

今このとき、非正規雇用労働者の賃金の見直しやキャリアアップ、さらに正社員への転換を視野に入れたワーク・ライフ・バランスに資する多様な正社員のモデルケースの普及なども含め、同一労働同一賃金の考えに基づく非正規雇用労働者の待遇改善のための総合的な施策を迅速に実施できるかどうか、私たちの地域、そして我が国の将来を左右すると言っても過言ではありません。

よって、国会及び政府は、我が国独自の雇用慣行について十分に留意しながら、同一労働同一賃金の日も早い実現に向け、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 不合理な待遇差を是正するためのガイドラインを早急に策定するとともに、不合理な待遇差に関する司法判断の根拠規定を整備すること。
2. 非正規雇用労働者と正規雇用労働者との不合理な待遇差の是正や両者の待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて、関連法の改正等を進めること。
3. とりわけ厳しい経営環境にある中小企業に対して、例えば、非正規雇用労働者の昇給制度の導入など、賃金アップや処遇改善に取り組みやすくするためのさまざまな支援のあり方について十分に検討すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２８年９月２６日

枚方市議会議長 大塚光央

〈提出先〉

衆議院議長

参議院議長

厚生労働大臣

一億総活躍担当大臣